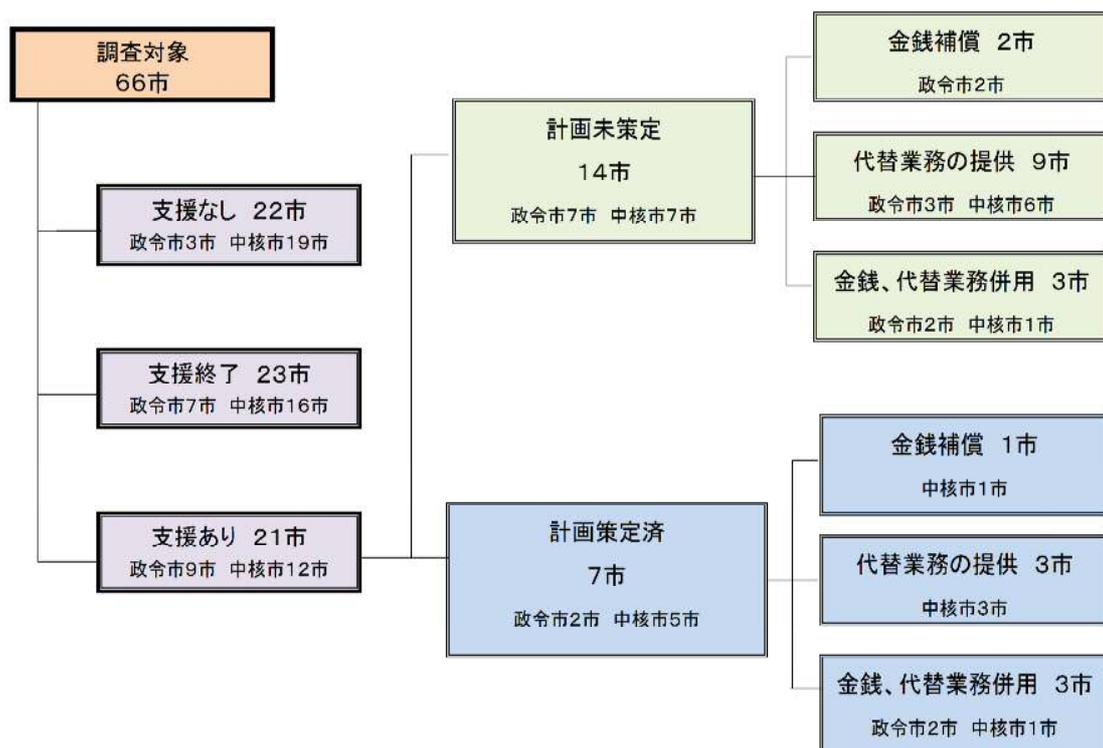


## 他市の状況

合特法に基づくし尿業者への支援状況について、熊本市が平成29年度に実施した調査を参考にまとめた結果、下図のような状況となった。



※岡山市は含まれていない

調査対象とした66市のうち、約32%が、し尿業者に対して代替業務の提供や転換補償金等の支援を実施している。また現在は支援を行っていないが、過去支援を行っていた(支援が終了している)市は約35%にのぼる。また、支援を行っている市の中で、当市と同様に合理化事業計画を策定し、支援を実施している市は約33%となっている。

## 他市の支援体制比較表(政令市)

自治体	計画の有無	支援方法	支援額 (1台あたりの金額)	支援内容	委託業務総額等 (直近年度での決算金額)	問題点・課題	浄化槽清掃業を 合理化事業に含めるか
岡山市	有	代替業務の提供	3,950万円	下水関連業務、施設運転管理業務等	289,268千円		
A市	有	代替業務の提供		し尿処理場汚泥運搬業務、家庭ごみ収集業務等	140,000千円	特になし	含めない
		金銭補償			28,000千円		
B市	無	金銭補償		し尿等収集業務転換補償金	50,990千円	適正な支援額の検討	含めない
C市	無	金銭補償		1地域のみ	2,760千円	適正な支援額の検討	含めない
D市	無	代替業務の提供		下水道維持管理業務、市立病院事業系ごみ収集運搬業務等	40,000千円	業務量の減少と支援のバランスをとること	含める
E市	無	金銭補償	3,000万円		20,000千円	代替業務の確保が困難	含めない
		代替業務の提供	2,500万円	公共施設の清掃業務、不法投棄防止パトロール等	250,000千円		
F市	有	代替業務の提供	3,000万円	下水道施設の維持管理	184,413千円	特になし	含める

※別紙(他市の状況)の「支援あり」の中で、比較対応可能な市を掲載している。

## 他市の支援体制比較表(中核市)

自治体	計画の有無	支援方法	支援額 (1台あたりの金額)	支援内容	委託業務総額等 (直近年度での決算金額)	問題点・課題	浄化槽清掃業を 合理化事業に含めるか
G市	有	代替業務の提供	2,820万円	家庭ごみ収集業務、下水道管きよ清掃業務等		代替業務の確保が困難	含める
H市	無	代替業務の提供		家庭ごみ収集業務	88,716千円	特になし	含めない
I市	無	代替業務の提供	3,462万円	家庭ごみ収集業務、資源ごみ回収箱配布業務等	598,980千円	代替業務の確保が困難	含めない
J市	無	代替業務の提供		学校等生ごみ収集運搬業務、し尿処理施設維持管理業務等	125,000千円	適正な支援額の検討	含める
K市	有	代替業務の提供		生ごみ堆肥化事業	64,200千円	特になし	含める
L市	有	代替業務の提供		家庭ごみ収集業務	341,388千円	特になし	含めない
M市	無	代替業務の提供			427,313千円	浄化槽部門も含めた支援の検討 代替業務の確保が困難	含めない
N市	有	代替業務の提供			50,000千円	代替業務の確保が困難	含める
O市	無	金銭補償	3,400万円			特になし	含める
		代替業務の提供	2,400万円	し尿処理施設維持管理業務、家庭ごみ収集業務等	642,118千円	代替業務の確保が困難	
P市	有	金銭補償	3,243万円		194,623千円	特になし	含めない

※別紙(他市の状況)の「支援あり」の中で、比較対応可能な市を掲載している。

岡山市と倉敷市の合理化事業計画のまとめ

項目	岡山市					倉敷市	
	第1次計画 (H16～H20)	第2次計画(提言額) (H21～H25)	第2次計画 (H21～H25)	第3次計画(提言額) (H26～H30)	第3次計画 (H26～H30)	第1次計画 (H23～H27)	第2次計画(答申額) (H28～H32)
①営業権に 相当する補償	H12～H14(直近3年)の平均売上高 26,286,810 利益率10% 年利率8%	H17～H19(直近3年)の平均売上高 23,560,164 利益率6.2% 年利率8%	H17～H19(直近3年)の平均売上高 23,560,164 利益率10% 年利率8%	H22～H24(直近3年)の平均売上高 24,193,060 利益率5.3% 年利率8%	H17～H19(直近3年)の平均売上高 23,560,164 利益率10% 年利率8%	H19～H21(直近3年)の平均売上高 (※浄化槽汚泥売上高を含む) 22,563,504 利益率10% 年利率8%	H19～H21(直近3年)の平均売上高 (※浄化槽汚泥売上高を含む) 22,563,504 利益率10% 年利率8%
	<b>32,858,000</b>	<b>18,259,000</b>	<b>29,450,000</b>	<b>16,027,000</b>	<b>29,450,000</b>	<b>28,204,380</b>	<b>28,204,380</b>
②器具・備品等の 売却損に 相当する補償	償却資産評価額 6,264,950 残存率5%	適用しない	適用しない	適用しない	適用しない	適用しない	適用しない
	<b>313,000</b>						
③従業員の 解雇予告手当に 相当する補償	運転手 501,000 作業員 414,000 予備員 91,500	適用しない	適用しない	適用しない	適用しない	適用しない	適用しない
	<b>1,006,000</b>						
④転業に必要とする 期間中の従前の 収益相当額の補償	平均売上高 26,286,810 利益率10% 転業期間2年	平均売上高 23,560,164 利益率6.2% 転業期間2年	平均売上高 23,560,164 利益率10% 転業期間2年	平均売上高 24,193,060 利益率5.3% 転業期間2年	平均売上高 23,560,164 利益率10% 転業期間2年	平均売上高 22,563,504 利益率10% 転業期間1年	適用しない
	<b>5,257,000</b>	<b>2,921,000</b>	<b>4,712,000</b>	<b>2,564,000</b>	<b>4,712,000</b>	<b>2,256,350</b>	
⑤離職者補償	運転手 4,592,500 作業員 3,795,000 予備員 838,750	運転手 2,929,200 作業員 2,419,200	運転手 2,929,200 作業員 2,419,200	適用しない	運転手 2,929,200 作業員 2,419,200	運転手 2,618,000	適用しない
	<b>9,226,000</b>	<b>5,348,000</b>	<b>5,348,000</b>		<b>5,348,000</b>	<b>2,618,000</b>	
支援額	① 32,858,000 ② 313,000 ③ 1,006,000 ④ 5,257,000 ⑤ 9,226,000 ↓ 48,660,000 <b>46,000,000</b>	① 18,259,000 ④ 2,921,000 ⑤ 5,348,000 ↓ 26,528,000 <b>26,500,000</b>	① 29,450,000 ④ 4,712,000 ⑤ 5,348,000 ↓ 39,510,000 <b>39,500,000</b> (1,000万円返納)	① 16,027,000 ④ 2,564,000 ↓ 18,591,000 <b>18,500,000</b>	① 29,450,000 ④ 4,712,000 ⑤ 5,348,000 ↓ 39,510,000 <b>39,500,000</b> (420万円返納)	① 28,204,380 ④ 2,256,350 ⑤ 2,618,000 ↓ 33,078,730 <b>33,000,000</b>	① 28,204,380 ↓ 28,204,380 <b>28,200,000</b>
代替業務額(税抜)	<b>460,000,000</b> 代替業務利益率 10%	<b>265,000,000</b> 代替業務利益率 10%	<b>395,000,000</b> (実質代替業務額) 295,000,000 代替業務利益率 10%	<b>342,000,000</b> 代替業務利益率 5.4%	<b>395,000,000</b> (実質代替業務額) 353,000,000 代替業務利益率 10%	<b>330,000,000</b> 代替業務利益率 10%	<b>282,000,000</b> 代替業務利益率 10%

## 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準 抜粋

平成13年1月6日国土交通省訓令第76号

### 第3節 営業補償

#### (営業廃止の補償)

第47条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格

二 機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額

三 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

四 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては、従前の所得相当額）

2 前項の場合において、解雇する従業員に対しては第68条の規定による離職者補償を行うものとし、事業主に対する退職手当補償は行わないものとする。

#### (離職者補償)

第68条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い、土地等の権利者に雇用されている者が職を失う場合において、これらの者が再就職するまでの期間中所得を得ることができないと認められるときは、これらの者に対して、その者の請求により、再就職に通常必要とする期間中の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとする。

## 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針 抜粋

平成15年8月5日国総国調第57号

第32 基準第47条（営業廃止の補償）は、次により処理する。

1 通常営業の継続が不能となると認められるときとは、営業所、店舗等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められるときとする。

一 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等

二 特定地に密着した有名店

三 公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

四 騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

五 生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

2 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの（以下「営業権等」という。）の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合においては、当該営業権等の正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

$R / r$

R：年間超過収益額過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

r：年利率

3 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償については、次によるものとする。

(1) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償額は、その現在価格から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、これらの現在価格の50パーセントを基準とする。ただし、これらの資産が解体処分せざるを得ない状況にあるとき、又はスクラップとしての価値しかないときは、その解体処分価格又はスクラップ価格と現在価格との差額を補償するものとする。

(2) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格（仕入費及び加工費等）から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50パーセントを標準とする。

4 解雇予告手当相当額の補償額は、解雇することとなる従業員の平均賃金の30日分以上とする。この補償及びその他の営業補償における平均賃金とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金を標準とし、同条に規定する平均賃金以外のものでも、通常賃金の一部と考えられる家族手当等は、その内容を調査の上平均賃金に算入できるものとする。

5 同条第1項第3号に規定する転業に通常必要とする期間は、雇主が従来 of 営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であって6か月ないし1年とし、この間の休業手当相当額は、この期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。

6 同条第1項第4号に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては所得相当額）は、営業地の地理的条件、営業の内容、被補償者の個人的事情等を考慮して、従来 of 営業収益（又は営業所得）の2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）分の範囲内で適正に定めた額とする。この場合において法人営業における従前の収益相当額及び個人営業における従前の所得相当額は、売上高から必要経費を控除した額とし、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額を含まないものとする。

## 公共用地の取得に伴う損失補償基準細則 抜粋

昭和38年3月7日用地対策連絡会決定

最近改正平成25年3月22日

第26 基準第43条（営業廃止の補償）は、次により処理する。

1 通常営業の継続が不能となると認められるときとは、営業所、店舗等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められるときとする。

一法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等

二特定地に密着した有名店

三公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

四騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

五生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

2 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの（以下「営業権等」という。）の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。

近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合においては、当該営業権等の正常な取引価格は、次式により算定して得た額を標準とする。

$R/r$

R 年間超過収益額過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額。この場合における自己資本利子見積額は、自己資本相当額に年利率8パーセントを乗じて得た額

r 年利率8パーセント

3 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償については、次による。

(一) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償額は、その現在価格から現実に売却して得る価格を控除して得られる価格とし、現在価格の50パーセントを標準とする。ただし、これらの資産が解体処分せざるを得ない状況にあるとき、又はスクラップとしての価値しかないときは、そのとりこわし処分価格又はスクラップ価格と現在価格との差額を補償するものとする。

(二) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格（仕入費及び加工費等）から現実に売却して得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50パーセントを標準とする。

4 解雇予告手当の補償額は、解雇することとなる従業員の平均賃金の30日以上とする。この補償及びその他の営業補償における平均賃金とは、労働基準法（昭和22年法律第4

9号) 第12条に規定する平均賃金を標準とし、同条に規定する平均賃金以外のものでも、通常賃金の一部と考えられる家族手当等は、その内容を調査の上平均賃金に算入できるものとする。

5 転業に通常必要とする期間とは、雇主が従来<sup>レ</sup>の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であつて6か月ないし1年とし、この期間の休業手当相当額は、この期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。

6 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額(個人営業の場合においては所得相当額)とは、営業地の地理的条件、営業の内容、被補償者の個人的事情等を考慮して、従来<sup>レ</sup>の営業収益(又は営業所得)の2年(被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年)分の範囲内で適正に定めた額とする。この場合において、法人営業における従前の収益相当額及び個人営業における従前の所得相当額は、売上高から必要経費を控除した額とし、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額を含まないものとする。なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業と同様の所得相当額を基準として補償できるものとする。